

救急専門・認定薬剤師制度規則、施行細則の改正について

以下の(1)(2)について、制度規則、施行細則を一部改正しましたので、ご報告申し上げます。

(1) 資格認定の承認フローの変更について

【制度規則の変更前】

(資格認定)

第 11 条 1. 認定委員会は、申請書類及び認定試験成績を総合的に審査し、申請者の救急認定薬剤師としての適否を判断し、本学会理事会に報告する。

第 12 条 本学会理事会は、認定委員会の報告を受け、審議の上、救急認定薬剤師の認定を行い、認定証を交付する。

(資格更新)

第 16 条 本学会理事会は、認定委員会の報告を受け、審議の上、救急専門薬剤師の更新の認定を行い、認定証を交付する。

(資格認定)

第 22 条 1. 認定委員会は、申請書類及び口頭試問の結果を総合的に審査し、申請者の救急専門薬剤師としての適否を判断し、本学会理事会に報告する。

第 23 条 本学会理事会は、認定委員会の報告を受け、審議の上、救急専門薬剤師の認定を行い、認定証を交付する。

(資格更新)

第 28 条 本学会理事会は、認定委員会の報告を受け、審議の上、救急専門薬剤師の更新の認定を行い、認定証を交付する。

↓ ※下線を赤字に変更・追記、青字は誤記修正

【制度規則の変更後】

(資格認定)

第 11 条 1. 認定委員会は、申請書類及び認定試験成績を総合的に審査し、申請者の救急認定薬剤師としての適否を判断し、**その結果を代表理事**に報告する。

第 12 条 **代表理事**は、認定委員会の報告を受け、審議の上、救急認定薬剤師の認定を行い、認定証を交付する。**認定委員会は理事会にそれを報告する。**

(資格更新)

第 16 条 **代表理事**は、認定委員会の報告を受け、審議の上、救急認定薬剤師の更新の認定を行い、認定証を交付する。

(資格認定)

第 22 条 1. 認定委員会は、申請書類及び口頭試問の結果を総合的に審査し、申請者の救急専門薬剤師としての適否を判断し、**その結果を代表理事**に報告する。

第 23 条 **代表理事**は、認定委員会の報告を受け、審議の上、救急専門薬剤師の認定を行い、認定証を交付する。**認定委員会は理事会にそれを報告する。**

(資格更新)

第 28 条 **代表理事**は、認定委員会の報告を受け、審議の上、救急専門薬剤師の更新の認定を行い、認定証を交付する。

(施行)

第 31 条 本改正は、令和 8 年 3 月 30 日より施行する。

(2) 救急認定薬剤師の更新要件に基礎認定の継続維持を追加することについて

【施行細則の変更後】 ※赤字を追記

(救急認定薬剤師の認定更新の要件)

第 6 条 日本臨床救急医学会救急認定薬剤師(以下、救急認定薬剤師)は、認定を受けてから 5 年後、以下の 1) ～ 5) を満たしている場合、資格の更新を申請することができる。

- 1) 認定された後も引き続き本学会の正会員であること。
- 2) 日本病院薬剤師会病院薬学認定薬剤師、日本医療薬学会が認定する専門あるいは指導薬剤師、日本臨床薬理学会が認定する認定あるいは指導薬剤師、日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師、日本薬剤師会生涯学習支援システム(JPALS)の JPALS 認定薬剤師(CL レベル 5 以上)のいずれかの資格を有していること。
- 3) 認定を受けてから 5 年間、救急医療に貢献するとともに、認定委員会が指定した 80 単位(必修 45 単位以上を含む)を取得していること。(単位取得の対象となる項目は細則 2 条参照)ただし、本学会が主催する学術集会に少なくとも 1 回は参加していること。
- 4) 認定委員会が開催した講習会に 2 回以上受講した者。ただしうち 1 回は認定委員会が指定した講習会を受講として認めることができる。
- 5) 認定委員会は、認定を受けてから 5 年を経たときに、認定委員会の定める要件を満たした者について、認定更新申請書類の審査を行い、審査の上、資格を更新し、認定証を交付する。更新を希望する者は次の各項に定める書類を申請期限までに認定委員会に提出する。なお、更新申請の期日は毎年 6 月末日とし、期日を過ぎた場合は原則受け付けない。
 - (1) 認定資格更新申請書(認定更新申請書式 1)
 - (2) 単位取得確認書類(認定更新申請書式 2、3)
 - (3) 更新審査料 納付記録の写し

(細則の変更等)

第 24 条 この細則は平成 22 年 10 月 28 日より施行する。

この改正は、平成 25 年 3 月 7 日より施行する。

(以下、省略)

この改正は、令和 7 年 3 月 17 日より施行する。

この改正は、令和 8 年 3 月 30 日より施行する。

2 前項にかかわらず、本細則第 6 条 2)については令和 11 年 3 月 1 日より施行する。

以上